

#### オープンソースの「今」を伝える

#### Open Source Conference 2023 Online/Hokkaido

2023年6月17日(土) 10:00~18:00 オンライン会場(Zoom&YouTube Live)

### OSSライセンスと著作権法のポイント ~誤解?デマ?に惑わされないで!

2023年6月17日 NEC OSS推進センター・姉崎章博



OSSライセンス:どんな**条件**が書かれているかご存じですか?

◆各ライセンスで表現は様々ですが…

既存のBSDを流用するため

- ■著作権表示、条文本体、免責条項 を見えるように(コピー)すること、など
- ■バイナリのソースコードを

(または、その申し出を)添付すること、など

条件を包含 している ライセンス など

CPL など

> こちらだけの 条件ではない

さて、これらは、**義務ではなく条件**ですが、何の条件でしょう?

### (創作性のある)プログラムは著作物として保護される

- ◆日本国 著作権法 第十条 (著作物の例示)
  - 一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
  - 二音楽の著作物
  - 三舞踊又は無言劇の著作物
  - 四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
  - 五 建築の著作物
  - 六 地図又は・・・その他の図形の著作物
  - 七 映画の著作物
  - 八 写真の著作物

九 プログラムの著作物

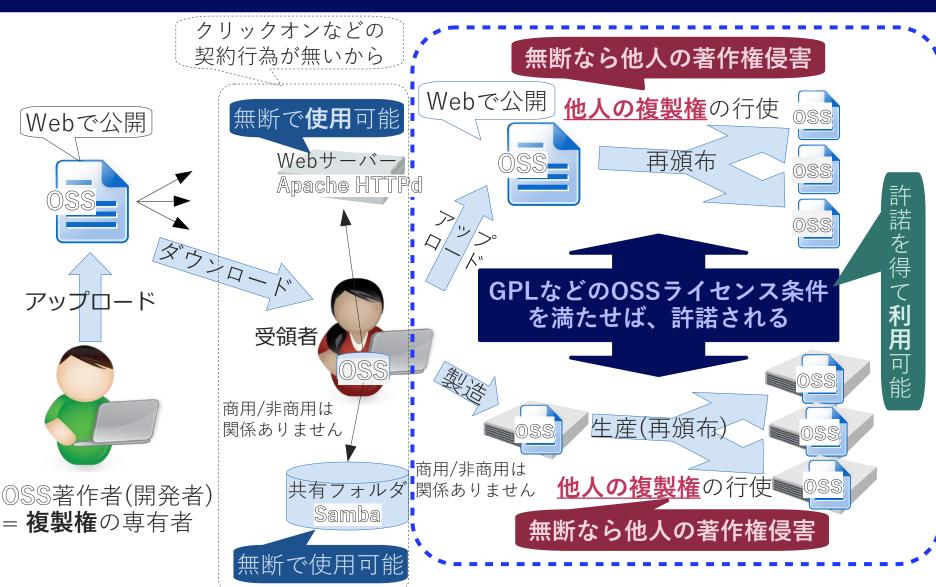
国際条約がありますから 日本に限らず、ほぼ世界中で 著作権は保護されます。 特許のような登録も 必要ありません。





### OSSライセンスの位置づけ

### OSSライセンスは、OSSの受領者が再頒布など著作権の行使の許諾





### OSSラインセスの位置づけ

をお話しました。ここまでで

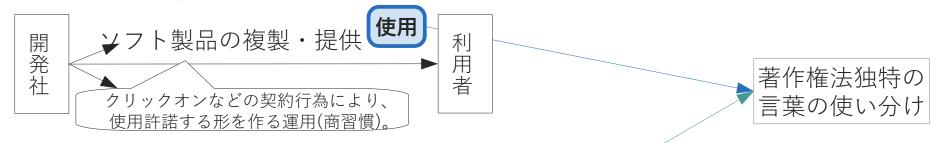
何かご質問はありますか?

#### っまり、OSSライセンス は ソフトウェアライセンス(EULA) と違う(1/3)

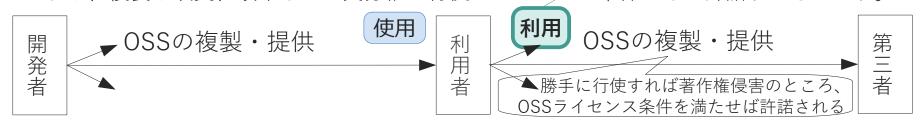
	ソフトウェアライセンス	OSSライセンス
1.主な許諾 <b>内容</b> が違う	使用の許諾	(著作権法上の) <b>利用</b> の許諾

#### 1.主な許諾内容が違う

■ ソフトウェアライセンスは、一般に(インストール)実行する際に、クリックオンなどで使用の許諾を求めるものです。※著作権に使用権が無いのだから、許諾を求める権利は無いが。



■ 一方、ほとんどの**OSSライセンス**は著作権に基づいており、著作権法上の**利用**、 つまり、複製や改変、頒布などの支分権の行使をいくつかの条件のもと許諾するものです。

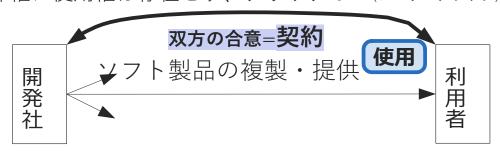


#### っまり、OSSライセンスはソフトウェアライセンス(EULA) と違う(2/3)

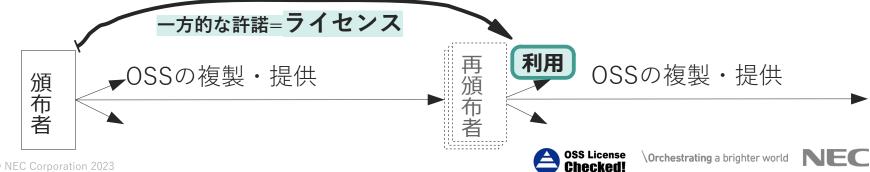
	ソフトウェアライセンス	OSSライセンス
1.主な許諾内容が違う	使用の許諾	(著作権法上の)利用の許諾
2.主な許諾 <b>形式</b> が違う	契約(双方の合意)	ライセンス(一方的な許諾)

#### 2.<u>主な許諾**形式**が違う</u>

■ ソフトウェアライセンスは、一般に双方の合意(agreement)としての契約です。 著作権に使用権は存在せず、クリックオン(シュリンクラップ)で契約の体裁を取っています。



■ ほとんどの**OSSライセンス**は、**一方的な許諾**という本来の意味での「**ライセンス**」です。



### っまり、OSSライセンスはソフトウェアライセンス(EULA)と違う(3/3)

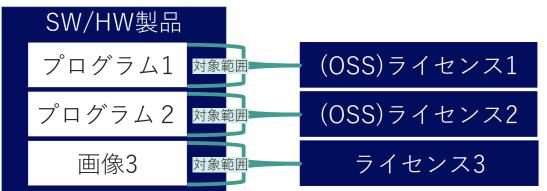
	ソフトウェアライセンス	OSSライセンス
1.主な許諾内容が違う	使用の許諾	(著作権法上の)利用の許諾
2.主な許諾形式が違う	契約(双方の合意)	ライセンス(一方的な許諾)
3.主な許諾 <b>対象</b> が違う	プログラム <b>製品</b> (PP)	(プログラムの) <b>著作物</b>

#### 3.主な許諾対象が違う

■ ソフトウェアライセンスは一般にプログラム製品を使用(実行)する際の全体としての許諾です。



■ 一方、OSSライセンスは、許諾対象は個々のプログラムの著作物。





以上の違いによりソフトウェアライセンスの一種かのような表現は不適切

そんなことは保証されていない

オープンソースは「ソースコード有量でも自由に利用できる」とする ソフトウェアライセンスにして、その利用を許可しています。 とか、言う人が多いが…

ほとんどのオープンソースは、

<u>著作権の行使を条件付きで許諾するライセンス</u>によって、

その利用を許可しています。

ソフトウェアライセンスの一種と思い込んでいる人が多いので

「ソフト屋に外注しているから大丈夫」とは限らない

# OSSラインセスは、ソフトウェア

### ライセンスの一種ではないこと

をお話しました。ここまでで

何かご質問はありますか?



Orchestrating a brighter world

### 2009年12月14日 SFLCにBest Buyなど14社がGPL違反で提訴された

SFLC: Software Freedom Law Center

http://japan.cnet.com/news/biz/20405353/

BestBuy's Blu-ray DiscPlayer

ブルーレイ・プレイヤー



2. Samsung's LCD HDTV's



HDテレビ

- 4. JVC's LCD HDTV and IP Network Camera
- 5. Western Digital's WD TV HD Media Player

デジタルサイネージ

- **6. Bosch**'s Security System DVR
- 7. Phoebe Micro's wireless routers and IP Motion Wireless Camera

監視カメラ

- 8. Humax's HD HDTV DVR
- 9. Comtrend's bonded modems
- 10. Dobbs-Stanford's digital media player
  - 11. Versa Tech's weatherproof dual radio outdoor wireless access point
  - **12. ZyXEL**'s 4 Port Router

ルーター

- 13. Astak's security camera system with DVR and security system DVR devices
- 14. GCl's digital music controller

6月7日までに和解

http://www.softwarefreedom.org/news/2010/jun/07/motion-against-westinghouse-digital-electronics-gp/

製品出荷停止による損害額を計算してみてください。

8月3日、欠席裁判で販売停止命令 + 9万ドルの損害賠償金 + 訴訟費用(約4万7千ドル)

https://mag.osdn.jp/10/08/05/1045202

http://sfconservancy.org/news/2010/aug/03/busybox-gpl/







このようなリスク(?)に対して、何をしなければならないか?

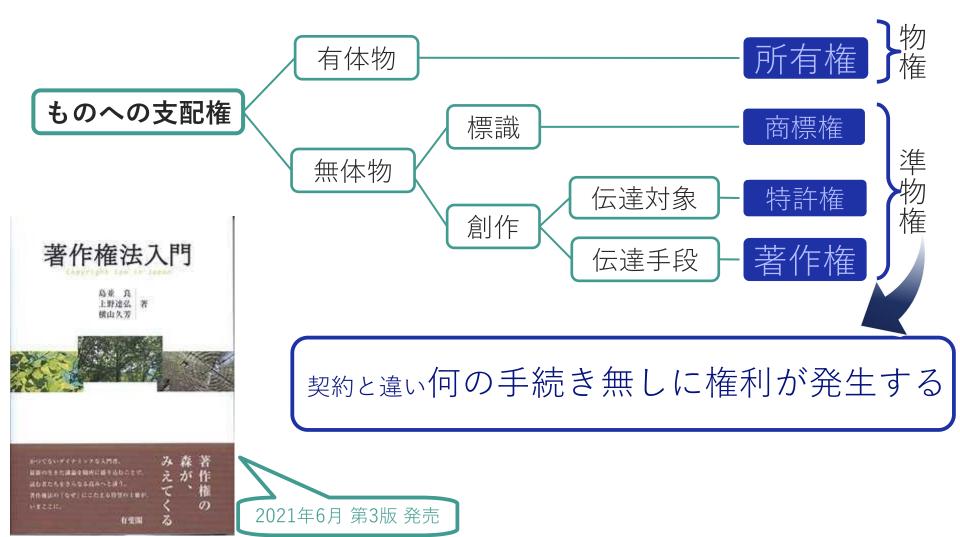
# OSSは一般に他人の著作物

であることを理解し、

そのように扱うこと

### なぜか? 著作権も「ものへの支配権」の一つだから

- ◆著作権法入門、有斐閣、2009、P8
  - <u>島並 良</u> (神戸大学教授), 上野 達弘 (現早稲田大学教授), 横山 久芳 (学習院大学教授)/著



### 「訴訟リスク」とか言う人がいるが、それ以前に… 犯罪

他人の権利	所有権	著作権
他人の権利の行使	商品の持ち出し	GPLの著作物の頒布(複製)
行使が許される条件1	現金支払い	ソースの添付
行使が許される条件2	約束 (ツケ、カード支払い)	ソース提供する旨の 申し出の添付
条件を満たさず行使	窃盗(万引き)	著作権侵害(GPL違反)

刑法 第235条

<u>十年以下の懲役</u>又は<u>五十万円以下</u> の罰金に処する。

著作権法第119条**十年以下の懲役**若しくは**千万円** 

**以下の罰金**に処し、又はこれを**併科**する。

著作権法 第124条 法人… 三億円以下の罰金刑

「GPLでも要求されたら、ソース公開すれば良い」という誤解がありますが それでは、既に、著作権侵害してしまっている

「見つかったら、払えばいい」という万引き常習犯の言い分と変わらない





実は、犯罪をOSSライセンスのルールと誤認するから理解できない

GNU GPLなど、OSSI イセンスは難しい とか、言う人が多いが…

難しいと思えるのはOSSライセンスではなく、著作権。

著作権も多くの人が馴染みがないだけ。



# GPL違反とかは実は著作権法違反

をお話しました。ここまでで

何かご質問はありますか?



### 著作権(1/2)

◆日本国 著作権法 http://www.cric.or.jp/db/domestic/a1\_index.html#2\_3c

第三款 著作権に含まれる権利の種類

(複製権)

第二十一条 <u>著作者は</u>、その著作物を複製する<u>権利を専有する</u>。

. . .

(翻訳権、翻案権等)

第二十七条 著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、

又は脚色し、映画化し、その他翻案する<u>権利を専有する</u>。

### 著作権(2/2)

◆アメリカ 著作権法 和訳 http://www.cric.or.jp/db/world/america.html

第106条 著作権のある著作物に対する排他的権利

…著作権を保有する者は、以下に掲げる行為を行いまたこれを許諾す る排他的権利を有する。

- (1) 著作権のある著作物をコピーまたはレコードに複製すること。
- (2) 著作権のある著作物に基づいて二次的著作物を作成すること。
- (3) 以下省略

表現は違っていても、同じようなことを言っている





だから世界中で、 権利を有している人だけが 許諾(ライセンス)可能

GPLでライセンスされたOSSを複製、改変した著作物にも GPLを<u>適用</u>しなければなりない。とか、言う人が多いが…

GNU GPLのOSSは、GPLに記載された条件で 複製・改変が<u>許諾(ライセンス)</u>されています。

開発(著作)者がGPLで許諾しているのであって、 受領した人にGPLを適用する権利など無い



## OSSラインセスのルールではなく

# 著作権が誰にあるかが重要なこと

をお話しました。ここまでで

何かご質問はありますか?





Orchestrating a brighter world

### GNU GPLv2 第3条 http://www.opensource.jp/gpl/gpl.ja.html

3. あなたは上記第1条および2条の条件に従い、許諾条件1(BSDライセンス相当+α)

『プログラム』 (あるいは第2条における派生物)をオブジェクトコードないし実行形式で複製または**頒布することができる**。 **許諾内容** 

ただし、その場合あなたは以下のうちどれか1つを実施しなければならない。

- a)著作物に、『プログラム』に対応した完全かつ機械で読み取り 可能なソースコードを**添付する**。(中略)
- b) 著作物に、(中略) ソースコードを、(中略) 提供する旨述べた少なくと も3年間は有効な書面になった **申し出を添える**。(以下省略)

許諾条件2

再頒布の前でなければ、「添付」は出来ないから、再頒布<u>前</u>の「<u>条件</u>」 ~再頒布<u>後</u>の「<u>義務</u>」ではない。それでは手遅れ。既に著作権侵害



### 例えば、こんな問い合わせ対応してしまう…<br /> 果携帯電話メーカ

メーカ:「**社内対応を急いでおり順次公開させて頂きますので、** 

今しばらくお待ち頂きますようお願い致します。

尚、具体的なリリース日に関しては、次週後半よりアナウンスさせて頂きます。

ご不便をお掛けいたしますが、よろしくお願いいたします。」

この受け応えは、**他人の著作権を既に侵している自覚があるのだろうか…** 

万引きしたら 「支払義務」 が発生する わけじゃない

「今お金を工面して払うから、待ってくれよ。 いつ払うかは、次週後半に言うから。」 と万引きを指摘された人が言っているようなもの。

\Orchestrating a brighter world

**開示<u>義務</u>などと認識していると著作権侵害してしまう不適切な表現** 

GPLでライセンスされたのSSは、ソースコードの開示が <u>義務</u>付けられている とか、言う人が多いが…

GNU GPLのOSSは、ソースコードの開示が

バイナリ形式での再頒布の際の、許諾(ライセンス)条件の一つです。

「条件」だから、 再頒布しなければ、開示しなくてもよい





# OSSラインセスの条件を 契約の義務と扱うことのリスク

をお話しました。ここまでで 何かご質問はありますか?

そもそも、GPLの作成者は、

義務(債務)が発生する「契約」のつもりで作成していない。





### 作者自身が「GNU GPLは、契約ではない」と述べている

◆例えば、GPLv2当時FSF法務担当で、のちに、GPLv3起草者の一人であるコロンビア大学のEben Moglen先生は2001年、以下の文書を公開



About GNU F

Philosophy

Licenses

Education

Softw



### **Enforcing the GNU GPL**

by Eben Moglen

10 September 2001

http://www.gnu.org/philosophy/enforcing-gpl.html

Licenses are not contracts: ライセンスsは契約ではない





### GPLは契約ではない ならば、何か?

a licence is a unilateral permission, not an obligation,

### イセンスは、一方的な許諾であり、(契約などの)債務などではない

Transcript of Eben Moglen at the 3nd international GPLv3 conference; 22nd June 2006



https://fsfe.org/campaigns/gplv3/barcelona-moglen-transcript.en.html での回答。

◆ ユスティニアヌス法典(ローマ法大全)の法学提要(the Institutes of Justinian)記載用語

- ◆戦後、(特許)ライセンスに対する契約が一般的になったからといって、 「ライセンス自体がライセンサーとライセンシーとの契約」ではない。
- ◆ライセンス内容に関して契約すれば、ライセンス契約が成立するだけ。
  - ※「ライセンス」と「ライセンス契約」を区別すること





### Stallman氏が、GPLを、契約法に基づかせない理由

◆ 2006年、米国法曹協会 科学技術部会 OSS委員会共同議長 Heather Meeker弁護士が、

「GPLは、その全権利が著作権法に由来するという意味で、一つのライセンスであり、 『契約ではない』とまで言っている、けど欧米外で著作権法は機能している?」 とEnforcementを理由に契約法に基づくことを提案するが・・・

◆ Richard M. Stallman氏は、二つの正当な理由があると反論 **Don't Let 'Intellectual Property' Twist Your Ethos** 

by Richard M. Stallman June 09, 2006

http://www.gnu.org/philosophy/no-ip-ethos.html

1.Copyright law is much more uniform among countries than contract law, which is the other possible choice.

著作権法は、国家間で、契約法や他のありうる選択より、

### 非常に**均質**である。

2. There's another reason not to use contract law: It would require every distributor to get a user's formal assent to the contract before providing a copy. To hand someone a CD without getting his signature first would be forbidden. What a pain in the neck! 契約法を使わないもう一つの理由は、コピーを提供する前に、契約への正式

な同意を得ることを、あらゆる頒布者に要求するから。彼のサインをも

<u>らうこと</u>なく誰かにCDを渡すことは、禁じられている。





## GPLの作成者は

# 契約にしたくないと考えていること

をお話しました。ここまでで

何かご質問はありますか?





### OSSライセンスと著作権法は、理解しよう

OSS専門業者を自認する人が

根拠の無い、聞いただけの話を繰り返している?!

いい加減な表現を習得しては危険でしょう。

正しく、「著作権」というものを理解して、

著作権に関わる記述としてライセンス条文を理解すべき。

ほんの少し、根拠や論理を心がけましょう。



著作権を基にして、「**結合著作物**」で考えると

GPLの伝播の誤解、例えば

ウィキペディアのGPLのライブラリの説明の

何が、間違った言い分か、何が、正しい言い分か、わかる

https://ja.wikipedia.org/wiki/GNU\_General\_Public\_License ライブラリ

…、次のようないくつかの異なる見解が存在する。

見解1: プロプライエタリ・ソフトウェアを動的リンク、静的リンク することはGPLに違反する

見解2: プロプライエタリ・ソフトウェアを静的リンクすることは GPLに違反するが、動的リンクに関しては不明瞭

見解3: リンクは無関係である





### GPLの誤解は、著作権を理解して解消しましょう

■OSSライセンスと著作権法 講義(6H)

第1章 OSSは一般に他人の著作物

第2章 OSSライセンス違反とは

第3章 著作権について

第4章 OSSライセンスの概略

第5章 GPL感染/伝播などの都市伝説について

第6章 基本的な対策例

補遺 GPLv3について

補遺2体制例

著作物・著作権が どういうものか 理解いただいてから、

著作権行使の 許諾 として見ると、 何が記述されている のか理解できる

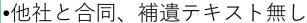
1回5名まで30万円, 10名まで40万円, 20名まで50万円 オンラインにて講義します。

• 基本6H<sub>(1-3章3H,4-6章3H,2日間)</sub>, 190ページ超のテキスト

NECグループ内では、2006年から約10年で、web教育を除き

累計約100回、約3000名が集合教育を受講

一人8万円の公開(公募)セミナーの開催も可能







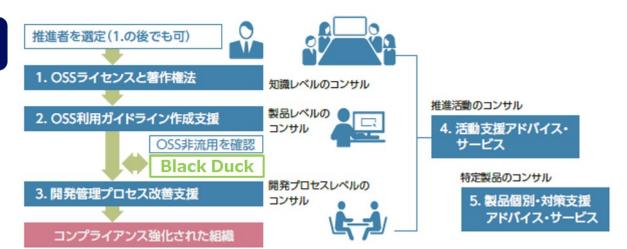
#### OSSライセンス コンサルティング

OSSライセンスの講義や、OSS利用ガイドラインの作成支援、さらに、それらを取り込む品質・開発管理プロセスの改善支援、その他アドバイス支援をご提供します

#### https://jpn.nec.com/oss/osslc/

1.	OSSライセンスと著作権法講義	「なんとなくしか知らなかったGPLが目から鱗」と好評な著作権法から OSSライセンスをお話しする講義です
2.	OSS利用ガイドライン作成支援サービス	実製品で利用OSSを例に、OSSライセンスの正しい理解・解釈の仕方及び 対策のガイドラインの作成をご支援します
3.	開発管理プロセス改善支援サービス	開発または品質管理システムにチェックポイントを組み込み、統制の取れ た開発管理・品質管理標準の改善をご支援します
4.	活動支援アドバイス・サービス	御社の特定のOSSライセンス・コンプライアンス活動に対して、年間を通じて、アドバイスをご支援するサービスです
5.	製品個別・対策支援アドバイス・サービス	御社の特定の製品に対して、目視あるいはツールを利用した結果、認識されたOSSライセンス違反に対して、アドバイスを提供します

OSSライセンスの コンプライアンスの推進ステップ







- ちなみに、OSS検出ツールで違反を判定できるわけではありません
- ◆違反の候補になり得る、OSSソースコードに似たコードを検出
- ◆検出されたコードが違反か否かは人手で確認する必要があります
  - ■検出されたコードは、著作権があると言えるコードか?
  - ■誰がコーディングしても同じになるコードに**創作性**があると言えない
    - コード変換テーブル
    - エラーコード一覧の#defineのヘッダファイル
    - インタフェース仕様でしかないヘッダファイル
    - ハードウェアに依存したシーケンス
    - 既に著作者も不明な、誰でも知っているロジックのコード、など
  - ■全く同じでも一切参照せず独自にコーディングしたものではないか?
  - ■GPLのOSSとBSDのOSSなど複数のOSSに一致した場合、 まず、どれを流用したと考えるのが妥当か?
  - ■等々

ツール結果の解析方法を支援できなければ、宝の持ち腐れ





使っているOSSとライセンスは判明した。で、何をすれば? という、自らの理解が不安な方のために

### ■製品個別・対策支援アドバイス・サービス

#### 入力

- 1.一覧
  - 1.0SS名とバージョン
  - 2.OSSライセンス名とバージョン
  - 3.入手先など
- 2.製品の頒布(販売)形態
- 3.開発アプリでのOSSの使い方(図)

#### 出力

- ライセンス違反になり そうなところを指摘
- 条件を満たす対応策を 提案
- 当然、後の祭りもあり

得る

Linux用ドライバの ソース開示がない デバイスを選択済み

#### 後の祭りにならぬよう、有償講義は早めに受けてほしい

https://jpn.nec.com/oss/osslc/OSSproduct.html





### **Orchestrating** a brighter world

NECは、安全・安心・公平・効率という社会価値を創造し、 誰もが人間性を十分に発揮できる持続可能な社会の実現を目指します。

### **Orchestrating a brighter world**

